



2023 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 秋 田 銀 行
代表者名 取締役頭取 新 谷 明 弘
(コード番号 8343 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員経営企画部長
芦 田 晃 輔
(TEL. 018-863-1212)

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」の一部改正に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」(以下、「本基準」という。)を一部改正することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 改正の内容

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。今般、社外取締役の独立性に求められる趣旨等を踏まえ、本基準をより明確化するため、次のとおり一部改正いたします。

(下線部分が変更部分)

改正後	改正前
社外取締役の独立性に関する判断基準 現在または最近 ^{(注)1} において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。 1 当行を主要な取引先とする者 ^{(注)2} またはその者が法人等である場合はその業務執行者 (2～5 省略) (注)1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。	社外取締役の独立性に関する判断基準 現在または最近 ^{(注)1} において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。 1 当行を主要な取引先とする者 ^{(注)2} またはその者が法人等である場合はその業務執行者 (2～5 省略) (注)1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。

2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、<u>資金調達において当行に代替性がない程度に依存している先をいう。</u> (以後省略)	2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、<u>当行を主力取引銀行とする先で当行との取引が経営に重要な影響を与える先をいう。</u> (以後省略)
---	--

2 改正後の本基準

社外取締役の独立性に関する判断基準	
現在または最近^{(注)1}において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。 1 当行を主要な取引先とする者^{(注)2}またはその者が法人等である場合はその業務執行者 2 当行の主要な取引先^{(注)3}またはその者が法人等である場合はその業務執行者 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。） 5 次に掲げる者の二親等内の親族 (1) 上記1から4に該当する者（重要な者^{(注)4}に限る。） (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人 (注) 1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。 2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、資金調達において当行に代替性がない程度に依存している先をいう。 3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。 4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。	

(以 上)